

# 伊東市ふれあい収集

## 利用の手引き



伊東市環境課

**ふれあい収集**では、家庭ごみをごみステーションに運び出すことが困難な高齢者や障がい者の方などを対象に、環境課ごみ収集職員が直接自宅に出向いてごみを収集いたします。

ごみの収集は週1回とし、もえるごみ、あきカン類、びん類、金属類、われもの類・乾電池、古紙、ペットボトルの7品目をまとめて収集いたします。（年末年始を除きます。）

**希望者**にはごみ収集時に一声かけて**安否確認**も行います。

### ふれあい収集の対象となる世帯

自ら家庭ごみをごみステーションに運び出すことができず、かつ、親族や近隣住民などの身近な方の協力が得られない世帯が対象です。

**世帯員全員**が次のいずれかに該当することが条件です。

- 要介護認定を受けている方（要支援1・2、要介護1～5）
- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 療育手帳Aの交付を受けている方

※条件に該当しない方で、どうしてもお困りの方は別途ご相談ください。

## ふれあい収集の申込方法

次のものを伊東市環境課に提出してください。

要介護認定を受けている方は、担当ケアマネージャーを経由して提出していただいても構いません。

- ・伊東市ふれあい収集利用申込書

※申込書への記載が困難な方は、代理申込者に記載していただくことができます。

- ・介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し（該当するものの写しを提出してください。）

## 現況調査の実施

伊東市ふれあい収集利用申込書を提出していただきますと、書類審査を経て現況調査を実施します。

現況調査の日時は、伊東市環境課から電話連絡します。

要介護認定を受けている方は、担当ケアマネージャーを通して連絡します。

代理申込者の方は、現況調査の立ち合いをお願いします。

【現況調査でお聞きすること】

- 現在、家庭ごみをどのように出しているか
- 家庭ごみがどれくらいの量であるか
- ふれあい収集を利用する際の収集場所（玄関前、門扉付近など）
- 希望の収集曜日、収集時間
- 安否確認の希望・・・など

**ふれあい収集の開始**

伊東市ふれあい収集利用承認通知書が環境課から送付された方は、利用開始日からふれあい収集を開始します。

利用者の方は、ごみの量に応じた大きさのポリバケツ等を用意していただき、収集場所を清潔に保つようお願いします。

【お問い合わせ先】

伊東市環境課      電話    37-2865  
  32-1371